(8)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1)　ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(2)　連携推進法人に所属していること。

十一～十四　（略）

十四の二　訪問リハビリテーション費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。

十四の三～十四の六　（略）

十五～三十八　（略）

三十九　短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ　介護職員等処遇改善加算(I)イ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(9)　（略）

(10)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　（略）

(二)　当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所（同条第四項に規定する併設事業所をいう。）である場合にあっては併設本体施設（同条第六項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く。）をいう。）が、介護職員等処遇改善加算(I)イ又はロを届け出ていること。

ロ　介護職員等処遇改善加算(I)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算(I)又は(II)を算定していること。

(二)　ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(三)　連携推進法人に所属していること。

ハ　介護職員等処遇改善加算(II)イ　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　介護職員等処遇改善加算(II)ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2)　ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ・ヘ　（略）

（削る）

十一～十四　（略）

（新設）

十四の二～十四の五　（略）

十五～三十八　（略）

三十九　短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ　介護職員等処遇改善加算(I)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(9)　（略）

(10)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　（略）

(二)　当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所（同条第四項に規定する併設事業所をいう。）である場合にあっては併設本体施設（同条第六項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く。）をいう。）が、介護職員等処遇改善加算(I)を届け出ていること。

（新設）

ロ　介護職員等処遇改善加算(II)　イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

ハ・ニ　（略）

ホ　介護職員等処遇改善加算(V)(1)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2)　イ(1)(二)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。